

令和4年6月24日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 板 倉 克 典 | 2 番  | 那 須 英 二 |
| 3 番  | 小久保 照 枝 | 4 番  | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番  | 加 藤 明 由 | 6 番  | 佐 藤 仁 志 |
| 7 番  | 横 井 克 典 | 8 番  | 江 崎 貴 大 |
| 9 番  | 加 藤 克 之 | 10 番 | 高 橋 八重典 |
| 11 番 | 鈴 木 みどり | 12 番 | 早 川 公 二 |
| 13 番 | 平 野 広 行 | 14 番 | 三 浦 義 光 |
| 15 番 | 佐 藤 高 清 | 16 番 | 大 原 功   |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 2 番 | 那 須 英 二 | 3 番 | 小久保 照 枝 |
|-----|---------|-----|---------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36名）

|                    |         |                  |         |
|--------------------|---------|------------------|---------|
| 市 長                | 安 藤 正 明 | 副 市 長            | 村 瀬 美 樹 |
| 総 務 部 長            | 横 山 和 久 | 市民生活部長           | 伊 藤 仁 史 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長  | 山 下 正 巳 | 建 設 部 長          | 伊 藤 重 行 |
| 教 育 部 長            | 柴 田 寿 文 | 総務部次長兼<br>企画政策課長 | 伊 藤 淳 人 |
| 健康福祉部次長兼<br>保険年金課長 | 服 部 利 恵 | 会 計 管 理 者        | 小笠原 己喜雄 |
| 教育部次長兼<br>歴史民俗資料館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長        | 佐 藤 雅 人 |
| 総 務 課 長            | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長          | 立 石 隆 信 |
| 人事秘書課長             | 山 森 隆 彦 | 防 災 課 長          | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長            | 岩 田 繁 樹 | 収 納 課 長          | 細 野 英 樹 |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長     | 伊 藤 篤 由 | 環 境 課 長          | 田 口 邦 郎 |
| 市民協働課長             | 藤 井 清 和 | 観 光 課 長          | 浅 野 克 教 |
| 十四山支所長             | 服 部 朋 夫 | 健康推進課長           | 山 守 美代子 |
| 福 祉 課 長            | 梅 田 英 明 | 介護高齢課長           | 安 井 幹 雄 |

|                                               |         |                                                                             |         |
|-----------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|---------|
| 児 童 課 長                                       | 飯 田 宏 基 | 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 兼<br>十 四 山 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 兼<br>い こ い の 里 所 長 | 中 山 義 之 |
| 産 業 振 興 課 長                                   | 上 田 忠 次 | 土 木 課 長                                                                     | 神 野 忠 昭 |
| 都 市 整 備 課 長                                   | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長                                                                   | 水 谷 繁 樹 |
| 会 計 課 長                                       | 鈴 木 博 貴 | 学 校 教 育 課 長                                                                 | 渡 邊 一 弘 |
| 生 涯 学 習 課 長 兼<br>十 四 山 ス ポ ー ツ<br>セ ン タ ー 館 長 | 中 野 修   | 図 書 館 長                                                                     | 山 田 淳   |

## 5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |         |     |         |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 野 智 雄 | 書 記 | 佐 藤 文 彦 |
| 書 記         | 川 村 紀 子 |     |         |

## 6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第35号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第37号 弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について
- 日程第5 議案第38号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第6 議案第39号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第40号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第41号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第42号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第43号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第44号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第45号 令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第46号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第47号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について  
（追加日程）
- 日程第15 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第50号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第18

閉会中の継続審査について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後 2 時00分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と小久保照枝議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 議案第35号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第 3 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第 4 議案第37号 弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正  
について

日程第 5 議案第38号 弥富市保育所条例の一部改正について

日程第 6 議案第39号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 7 議案第40号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

日程第 8 議案第41号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定  
める条例の一部改正について

日程第 9 議案第42号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の  
一部改正について

日程第10 議案第43号 令和 4 年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第11 議案第44号 令和 4 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第12 議案第45号 令和 4 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第13 議案第46号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第14 議案第47号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について

○議長（平野広行君） この際、日程第 2、議案第35号から日程第14、議案第47号まで、以上  
13件を一括議題とします。

本案13件に関し、審査の経過の報告と結果の報告を各委員長に求めます。

まず、高橋総務建設委員長。

○総務建設委員長（高橋八重典君） 10番 高橋八重典です。

総務建設委員会、委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託された案件は、議案第35号弥富市個人情報保護条例の一部改正につ  
いてをはじめ 8 件です。

本委員会は、去る 6 月16日及び20日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。

その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第35号弥富市個人情報保護条例の一部改正についてから議案第37号弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正についてまで、議案第40号弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてから議案第42号弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてまで、議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について、以上8件を一括審査いたしました。

委員からは、議案第46号及び議案第47号について、減額する理由はとの質問により、市側より、不適切な会計処理、また公金の紛失が発生した管理監督責任として10%の減額を上程したとの答弁がありました。

また、委員から、まだ事件の全容が確定していない中で、なぜ全容の解明を待たずに議案を出すのかとの質問により、市側より、公金がなくなった事実と市民に対する責任を重く受け止め、市長、副市長として責任を負う必要があると判断し、速やかに給料を減額するための条例を上程したとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第46号及び議案第47号について、まだ事件の内容について解明されていない。報告書は、現場の現金取扱いだけで、原因追及、今後これが起きないという対策について見えていない、それができて最後のおわびとして出すべきであるとの反対討論があり、今回の不適切事案により、当該団体をはじめ市民の皆様に御心配、御不安をおかけした原因究明と再発防止に尽力することは当然として、行政の長として市民におわびすることも当然であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第35号から議案第37号まで、議案第40号から議案第42号まで、以上6件は全員賛成で原案を了承、議案第46号及び議案第47号は賛成少数により否認したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、江崎厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

厚生文教委員会の委員長報告をいたします。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第38号弥富市立保育所条例の一部改正についてをはじめ2件です。

本委員会は、去る6月17日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行い

ました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第38号弥富市立保育所条例の一部改正について及び議案第39号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、以上2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、ひので保育所を民営化しても保育の質は低下させないというが、契約した民間事業者が公立保育所同様に保育時間内で追加料金を取ることがないように契約するのかとの質問に、市側より、移管後も当面は現状の保育内容で運営するので、保育時間内での保育内容にかかる追加料金はありません。なお、保育時間外にオプションとしてピアノ教室などの課外授業を受ける場合は、個別に授業料が必要になるとの答弁がありました。

また、委員より、令和7年から民営化されることになっているが、弥富市と民間の経営の在り方や教育指導など、市と連携していくのかとの質問に、市側より、民営化後の運営は職員配置や設備面等に係る国が定める基準及び保育指針に基づいて行うことを原則とし、移管前に行っていた保育内容は最低限実施するとともに、民間の特色を生かした保育サービスの向上に取り組んでいただくよう、お願いしていくとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第38号について市民の財産としてより価値の高い方を民営化していくという方向である。まずは市民の財産、あるいは公的な部分を考えれば、有利なほうを選択していただきたいとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第38号は賛成多数で原案を了承、議案第39号は全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、高橋予算決算委員長。

○予算決算委員長（高橋八重典君） 10番 高橋八重典です。

予算決算委員会、委員長報告をさせていただきます。

予算決算委員会に付託された案件は、議案第43号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第4号）をはじめ3件です。

本委員会は、去る6月20日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査経過と結果を御報告申し上げます。

議案第43号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第4号）から議案第45号令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上3件を一括審査いたしました。

最初に、市側より説明があり、委員から通告にて、アピアランスケア支援事業費補助金の

上限など事業内容の詳細はとの質問に、市側より、愛知県は令和4年度よりアピアランスケア支援事業として、がん患者の医療用ウィッグと乳房補整具の購入費の補助を行う市町村に対して補助を開始した。令和4年4月1日以降の医療用ウィッグ、乳房補整具の購入分より、それぞれ購入費の2分の1で各2万円を上限として補助をするとの答弁がありました。

また、委員から、学校給食費補助は原材料の高騰による給食費の保護者負担増をなくすための補助であるが、どれくらいの期間を想定しているのか。また、原材料の高騰が続けばそれに対応するのかとの質問により、市側より、補助期間は令和4年7月から令和5年3月までとしている。次年度以降も高騰が続くようであれば、適切な時期に検討するとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第43号から議案第45号まで以上3件は、全員賛成で議案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志です。

議案第38号弥富市立保育所条例の一部改正について、実質的には保育所の民営化のためのひので保育所の廃止について、反対の立場で討論します。

私たちの子供たち、誰かの子供じゃないんです、私たちみんなの子供です。その子供の育ちの場としての保育、大事にしてきた保育の原点、子供が主役であるということを軽んじていませんか。今の子供は、長時間の保育です。ゼロ歳児から保育が始まります。様々な障がいを持った子供たちも一緒に保育されています。この公立の役割を放棄しようとしているんじゃないんですか。

第1の問題点は、移管法人を極めて短期間に決めてしまうということです。移管後も同等の保育内容を求めるとか、移管後の内容変更については協議や指導をすると言っていますが、今までの弥富市の交渉能力からいって、空手形と言わざるを得ません。そもそも移管後は、民営化と言っているわけです。となれば、国の基準以上のことについて口を出すこと自体が、移管して完全民営化、自ら矛盾することになります。もちろん、より質の高い保育を求めるというのは当たり前のことです。肝腎なことが担保されていないのが第1の問題点で

す。

第2の問題は、引継ぎ保育とっていますが、正直誰にも現状分かっていないと思いますが、既に引継ぎ保育をしている事例を見てくると、とても子供や保育者にとって満足のいくものでないことは、既に実施している自治体も明らかです。あくまで民営化するということは、現実には子供たちの大切な6年間、3年間の子もいますが、その大切な大切な成長の時期に、信頼すべき保育士が替わってしまうということです。そして、そういうことについて十分な説明がない、曖昧にしていることです。

第3の問題は、建物だけで約4億円かけて建設し、まだ2億円の残存価値がある建物、これをいきなり移管法人に無償で譲渡する。市民に対する背信行為です。いきなり譲渡してしまえば、市民が思うような運営がなされていない場合、返還だと言っていますが、譲渡してしまってから返還させることには障害になってしまいます。民間のメリットは、大規模改修したときに国、県、市の補助が受けられることですが、それは改修時に譲渡すれば済む話です。

第4の問題は、経費が節減できるという説明が根拠に乏しいことです。保育に関する経費は基本的に地方交付税が措置されていますので、公立保育所に対しても国の財源措置はされています。私立保育所が安いのは、ベテラン保育士が少ないなど、公立と同じ条件ではないからです。公立は障がい児対応など人の手当てや、もちろん堅牢で充実した建物、設備、公立ならではのよさがあります。私立と現実に関費が変わっているのは事実でしょう。にもかかわらず、あたかも公立だから不利というような説明を繰り返しているのは疑問です。

第5の問題は、そもそもこの計画は、行政内部で勝手につくったものです。議会に対して、方針や計画の説明や審議を受けていません。

○議長（平野広行君） 佐藤議員に申し上げます。

簡潔にお願いいたします。

○6番（佐藤仁志君） まして市民に対して意見聴取、パブリックコメントなど一切行われていません。さらに、計画策定に当たって、保育に関する専門家や利用者の意見も聞いていない、内部だけで決めた計画です。

最後に、市政の根幹であり、市民生活に密着し、子供の権利である極めて重要な計画がこのようなずさんな計画で、なるべく市民の声を聞かないようにして押し切ろうとしていることが、弥富市の行政の劣化を象徴するものです。またしても、弥富駅問題に続いて、市民不在の市民の期待を裏切る計画です。やり方が間違っています。あまりにも未熟な行政計画、計画と言えないような、稚拙な惨たんたる計画です。誰のための政策なのかを、何を実現すべきなのか、そこを取り違えてはいけません。

保育所の民営化は手段であって目的ではありません。この政策の目的は、子供たちの育ち



の場を保障することです。真っ当な行政計画であれば、今、何が欠けているか、どういう状態に持っていくのか、様々な解決策を比較検討した上で最も優れた案を実行に移すという行政計画の基本になっていません。以上、極めて残念な悲しい思いで、上記保育所に関する反対討論を締めくくります。

次に、議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について反対の立場で討論します。

第1の問題点は、表面的なマニュアルづくりで解決したと思い込んでいる浅はかさ。

継続的に改善を積み重ねる、そういう仕組みをつくっていない不十分な対策であることです。事件を防げなかったのは、出先の課だけじゃなく、弥富市の行政組織全体が無防備だったからです。①として、職員の誰もが金庫の鍵を開けられる状況、②として、公金の日々の点検を行っていないと発表しています。こんな初歩的な対策、ほかの都市では既に実施済みの対策です。これがいまだに改善されていないことが時代遅れです。これは弥富市役所全体の無防備さであって、その結果責任を現場に押しつけることが間違っています。

副市長をトップとする委員会で全庁的に調査し対策を立案したと言っていますが、こんなのは他都市から何周も遅れていた対策をやっと追いついただけです。しかも、現金の取扱いに限定しています。それ以外の全ての行政事務の点検をしていくという本質的、構造的な改革案が示されていません。

平成24年に発覚したごみ袋未回収事件以来、組織の構造的な弱点が直っていないということです。組織の体質が改善していないために、市民の信頼を損なうことを繰り返してしまったことを組織の構成員全員が猛省すべきです。

第2の問題点は、事件発覚後の市長、副市長の危機管理能力の欠如と言わざるを得ません。

事件発覚後の組織的な調査、原因究明、対策、公表という一連の事後処理のスピード感のなさ、事後処理も場当たりの事なかれ主義と言わざるを得ません。具体的に言えば、事件が発覚したときに本庁から人を送り込んで、あらゆる書類を調べて徹底的に調査・分析しなかった。このことが問題の核となる職員が退職し、問題解決を困難にしまったこと。この事後処理の悪さが問題を拡大させています。事後処理のお粗末さ、ずさんさ、民間企業では考えられない危機管理欠如と言わざるを得ません。事件そのものも重大ですが、特に事務方として市長を支える副市長の危機管理能力の深刻な欠如と言わざるを得ません。

第3の問題点は、市長、副市長の一般行政職員に対する懲戒処分が適切でないと考えられること、不当な懲罰です。全国共通の指針である人事委員の指針をないがしろにした懲戒の適用は法治国家として、あるまじき行為と言わざるを得ません。

第4の問題点は、その上で、いわゆる三役そろって減額を申し出るのではなく、先に教育長を辞任させたことです。

管理監督のけじめをつけるのであれば、下の教育長よりも上の市長、副市長のほうが重いはずですが、逆になっています。何かといえば周囲との足並みをそろえ、バランス、均等を重んじる市長、副市長にあるまじき行為と言わざるを得ません。

最後の問題点は、未解決のまま、早々に幕引きを図るかのように提出したことです。

このような減額では、職員はおろか議員も市民も、弥富市の行政が信用できません。市長、副市長は信頼回復のために何が必要かよく分かっているんじゃないじゃありませんか。行政の信頼を失墜した事件について、いまだに市長、副市長から事件の全容について明確な説明がありません。ホームページにひっそりと動画を流しただけです。5月2日に生涯学習課の会計不適切事案についておわび及び大型連休中の感染拡大防止に向けた市長メッセージとして、事件に触れたのは、動画全体3分43秒のうち1分10秒です。現場に責任を負わせるだけの謝罪で、市民に対して、いまだに具体的な説明も本気の謝罪もなされていないと言わざるを得ません。

管理監督者、最高責任者として、市長、副市長は組織全体を統括する立場で何が欠けているかを具体的に指摘すれば、①事件を防止する仕組みづくりを怠ったこと。②人事の異動に無理があり、現場にしわ寄せがあったこと。③仕事の意義や業務の姿勢について、具体的なメッセージで職員の公務員としての自覚を喚起することを怠ったことです。市長、副市長は事件そのものの解明と改善だけでなく、事件発覚後の対応、危機管理を反省すべきです。事後処理が不十分であると自覚がないことのほうが残念です。だから、事後処理、対策がきちんとできていないのに、早々にこのような中途半端な議案を出してしまいました。

以上、極めて残念な悲しい思いで反対討論を締めくくります。

○議長（平野広行君） 次に、横井克典議員。

○7番（横井克典君） 7番 横井克典です。

私は、議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてと、議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についての2議案について、反対の立場から討論を行います。

反対する理由は4つあります。

1つ目は、議案第46号の提案理由が、弥富市長の給料を減額するため必要があるからである。議案第47号の提案理由が、弥富市副市長の給料を減額するため必要があるからであると具体的に減額する理由が明記されていないことです。そのため、6月14日の議案質疑で提案理由について市に質問したところ、答弁は他の自治体を参考にしたというような内容でした。しかし、調べてみますと、茨城県取手市や千葉県市川市など、不祥事を起こした自治体は減額の理由を明確に記載しています。弥富市の提案理由では、生涯学習課における会計等不適切処理に対して、市のトップである市長と市長を補佐する副市長の責任と市民への謝罪の意

図が全く提案理由から伝わってきません。

2つ目は、スポーツ団体に交付するための現金を未決裁で引き出したり、団体に未払いにもかかわらず支払ったと虚偽の報告をしたり、現金を自己で保管したりする職員Aへの聞き取り調査が不十分であったと考えます。その理由としまして、市の調査では、自己で保管した理由について職員Aは様々な主張をしていましたが、市としては事実確認できませんでした。もう一つは、職員Aが虚偽の報告をした理由について、職員Aは様々な主張をしていましたが、市としては事実として確認できませんでしたといったように、市が原因の究明を積極的に取り組まれたとは感じられなかったからであります。

また、職場にある現金を正当な理由もなく自己で保管すること自体、公務員に関わらず、一社会人として当然行ってはいけない常識的な行為ではないでしょうか。それにもかかわらず、市はその職員Aに、現金を未決裁で払い出し自己管理するのは不適切であると指導されたのみで、一般社会で通用する指導方法とは言えません。この市の対応では、市民の皆さんに理解が得られないものではないでしょうか。

3つ目は、1月28日の現金紛失事案が発覚して、2月7日に市長が他の事案がないか等職員に指示をされたにもかかわらず、4月7日に令和3年度のスポーツ団体等参加費17万円4,600円の紛失が発覚しました。これで、今年に入り生涯学習課で4件目の不適切処理事案であります。1月28日の最初の不適切処理事案に対してしっかり対策が講じられていれば、4件目は当然防げた事案であり、最高責任者として職員に指示を出された市長及び副市長の責任も重いものであると考えます。

4つ目は、教育長がこの生涯学習課における会計等不適切処理に対して、職務上の責任等で6月6日に辞職されました。このことから、市長及び副市長の責任は教育長の責任、辞職からして、給料の月額について100分の10の減額1月分より重いものであると考えます。

いずれにしても、この4つの会計等不適切処理事案に言えることですが、市役所の内部統制が取れていなかったことや、事案発覚後の市長、副市長の指揮力の弱さが問題であったと私は考えております。

以上、議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてと議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についての2議案について、反対する理由を申し上げます。議員各位におかれましては、総務建設委員会での審査結果を踏まえ、この2つの議案に反対していただきますようお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（平野広行君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

議案第38号弥富市立保育所条例の一部改正について反対の立場で討論をさせていただきます。

ひので保育所を令和7年4月に廃止し、民間譲渡するという議案でございます。ひので保育所は立地もよく、保育所のキャパとしても桜保育所よりも大きいものがあります。隣接して弥富市最大の公園であるひので公園があり、立地条件的にも最優良の場所であるということでございます。また、残存価値が1億8,200万円といいますが、実際にはそれ以上のお金に代え難い価値があるものだと思います。

また、2億円近い市民の財産とも言える優良物件を無償で譲渡するという点にも納得できません。公立保育所の入所児童数が減り、認定こども園の希望が増えているというのは、単にニーズが増えているだけではなく、私的契約が公立は有料で高額負担、2ランクアップなのに対して、こども園が無料という要因もあります。この私的契約の差の解消を図っていくことも必要と考えます。

契約した民間事業者が、今後保育時間内で追加料金を取ることが起こり得ることも心配です。一定期間はされずというが、その後はどうでしょうか。保護者の承認を得るということですが、その後に入ってくる人々はどうでしょうか。また、契約期間を長期に設定といいますが、その後に撤退する場合も全国の事例を見れば起こり得ることでございます。

そして大きな課題として、全国的には保育者の給料が低いと言われておりますが、弥富市においては、その声はあまり聞かれません。なぜか。正規保育士は、公立保育所で一般公務員として同じ給料表での運用だからです。また、同一労働、同一賃金の観点からいえば、まだまだ不十分ですが、臨時職員、会計年度任用職員に対してもかなりの善処を図ってきました。全国的に保育士の給料が低いと言われるのは、主に民間保育士です。民営化が進むと利益を追従する民間企業としては、人件費の削減を図ります。その結果が保育士の給料が低いという現代の問題、そのひずみを生んだものだと思います。

移管後は、民間事業者が土曜日午後の保育を行うという条件をつけ、公立保育所も保育士が戻るにより、総体的に公立保育所の保育士が確保できるというところから、土曜日午後の保育を行うという点については確かに改善です。しかし、それは私が長年訴えてきたものでもあり、今すぐにでも始めていただきたいことでございますが、しかし本来であれば、そうせざるを得ない状況にしたのは、国の定数管理の枠や交付税の在り方に問題があるからではないでしょうか。

保育は三つ子の魂百までと言われるように、人格形成や教育という側面においても、大切な時期であります。本来であれば、小・中学校のように公立で安心した保育を行うことが望ましいと思います。また、保育所における様々な痛ましい事件や事故、あるいはわいせつ問題などは、公立保育所よりも圧倒的に民間保育所で起こっています。そのような事件・事故を弥富市内の保育所で起こしてはならないと。そのためにも、安心して預けられる公立保育

所を担保してほしいと思っています。

しかしながら、現状国は、公立保育所には施設建て替えの補助などを行わず、民間保育所には補助がたくさんあり、あるいは先ほど言ったように、市の職員の定数管理の枠をはめ、公立が多ければ多いほど、公立保育所が多ければ多いほど、市の職員の負担が逆に増える。保育士が確保しづらい点など、公立保育所ではかなりの負担が生じていることも理解します。しかし、本来ならば、それは国が小・中学校と同じように公立で責任を持つ視点に立っていないからではないでしょうか。保育は小・中学校と同様の扱いをし、公的に守る姿勢を国、県、市はぜひ示していただきたい。

そういった意見を申し添え、反対討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 次に、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてと議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに反対の立場で討論させていただきます。

6月6日、教育長は職務上の責任を取るという形で辞職されました。任期が9月30日までと、約4か月ある中での辞職は唐突であったという印象を持っております。市長、副市長は公金紛失の捜査が続いている中での教育長の辞任を止められなかったのだらうかと、そして市民や教育関係者にこの辞職は理解してもらえるのだらうかと考えています。公金紛失の件で、市からは、蟹江警察の捜査の進展を見守っているという説明をいただいております。

今回の46号議案、47号議案に対し、給与の減額が少ない、多いではなく、今の時点で矢継ぎ早に処分が決まっていくことに、既に終わったことだとされてしまうのではないかと心配しております。解決とはまだとても言えない中でのこの議案には賛成できかねます。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 次に、江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

議案第46号、47号に対して、賛成の立場で討論いたします。

こちらの議案は不適切な会計の処理、公金の紛失の発生という事実に対する管理監督責任を負うものとして、また市民に対する責任を負うものとして、市長及び副市長の給料の減額を行うという説明がなされました。まずは公金の不明事案については、警察に全面的に協力していただき、全容解明に取り組んでいただくことを強く望みます。

これまでの全員協議会の中で、市としては管理が甘かったと、行政側の体制の不備を認め、公金、現金等の取扱いに対してきちんとした手続が取られていなかった、ルールが守られていなかったと言及されておりました。議会からは、事案の究明、検証、再発防止策の検討、それに伴う適切な組織としての責任の取り方をお願いしてきました。対策委員会を立ち上げ、

再度ルールを徹底することを市長からも約束していただき、先日、調査検証の中間報告書が提出され、議会からの質問、意見を出し尽くし、議論を納め、あとは最終報告を受けるところまで来ていると認識しています。

この市長、副市長の給料の減額は、その中での組織としての責任の取り方であると認識し、妥当であると判断します。行政のトップとして、この議案を提出するという形での責任を取りたいという気持ちは否認するのではなく、尊重すべきであるという思いで、賛成の立場での討論といたします。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○４番（堀岡敏喜君） ４番 堀岡でございます。

私は、議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について、議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

本議案は、教育委員会、生涯学習課において発覚をした公金の不適切処理事案に対し、行政の長である市長、副市長より市民の皆様に心配と御不安をおかけしてしまったことに対し謝罪の意を表し、原因究明と再発防止に尽力するという決意の下、提出をされた議案であります。私はこの意を理解をし、今後も市民の皆様に市内施設や行政サービス等を安心して御利用いただくとともに、さらに利便性の向上に向けた改善策を議員として行政側とともに検討してまいりたいと思います。以上、本議案の賛成討論といたします。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第35号から議案第37号まで、以上３件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第37号まで、以上３件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号から議案第41号まで、以上３件は原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第41号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号から議案第45号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第45号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第47号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、本案は否決されました。

本日、安藤市長より議案第48号から議案第50号まで、以上3件が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第50号まで、以上3件を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第48号 工事請負契約の締結について

日程第16 議案第49号 工事請負契約の締結について

日程第17 議案第50号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

○議長（平野広行君） この際、日程第15、議案第48号から日程第17、議案第50号まで、以上

3件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日、追加提案し、御審議いただきます議案は法定議決議案2件、予算関係議案1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第48号工事請負契約の締結につきましては、弥生小学校長寿命化改良工事施工のため、必要があるものであります。

次に、議案第49号工事請負契約の締結につきましては、南部保育所長寿命化改良工事施工のため、必要があるものであります。

次に、議案第50号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給するため及びスクールカウンセラーを増員配置するための関連予算を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第48号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

1. 工事名、弥生小学校長寿命化改良工事。2. 工事場所、弥富市鯛浦町地内。3. 請負契約金額、7億1,500万円。4. 請負契約者、大栄建設株式会社。5. 契約の方法、3名の一般競争入札。

弥生小学校長寿命化改良工事施行のため、契約を締結する必要があるものでございます。

次に、議案第49号工事請負契約の締結について。

1. 工事名、南部保育所長寿命化改良工事。2. 工事場所、弥富市前ヶ須町地内。3. 請負契約金額、1億7,930万円。4. 請負契約者、大浜建設株式会社。5. 契約の方法、4名の一般競争入札。

南部保育所長寿命化改良工事施行のため、契約を締結する必要があるものでございます。

続きまして、議案第50号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,443万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を162億4,751万5,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、民生費国庫補助金6,963万2,000円、財政調整基金繰入金480万円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして、住民税非課税世帯等臨時特別給付金6,600万円、教育費におきまして、スクールカウンセラー・教育相談事業の会計年



度任用職員報酬375万円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） はい、那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

議案第50号、一般会計補正予算（第5号）について質疑させていただきます。

スクールカウンセラー教育相談事業でございますけれども、報酬375万円ということですが、これは何名分の報酬でしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 費用につきましては、週5日、1日6時間のスクールカウンセラーの雇用に必要な額としております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 1名ということでよかったですね。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 週5日で勤務をする方を探しますので、1名になるのか、例えば分けて2名なのかというふうにはちょっと分かりませんが、そういった費用でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 先ほど全協では、十四山中学校を拠点として活動されるということですが、その活動の範囲としては中学校なのか、あるいは小学校も含めて全部回るのか、どのような形になりますでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 中学校を拠点に、小・中でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） この補正予算については、大きな前進で第一歩ということだと思います。ただ、やはりぜひ毎日生徒・児童、特に中学校においては、顔を合わせられるような環境を整えていただくことをぜひ来年度予算にも考えていただくことを望んで、質疑としては終了します。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第50号まで、以上3件は、会議規則第

37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第50号まで、以上3件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第48号から議案第50号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第50号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 閉会中の継続審査について

○議長（平野広行君） 日程第18、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって令和4年第2回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時52分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 那 須 英 二

同 議員 小久保 照 枝